

第3章

望ましい環境像と 目指す社会・環境目標



第1節 基本理念

第2節 望ましい環境像

第3節 目指す社会・環境目標

第1節 基本理念

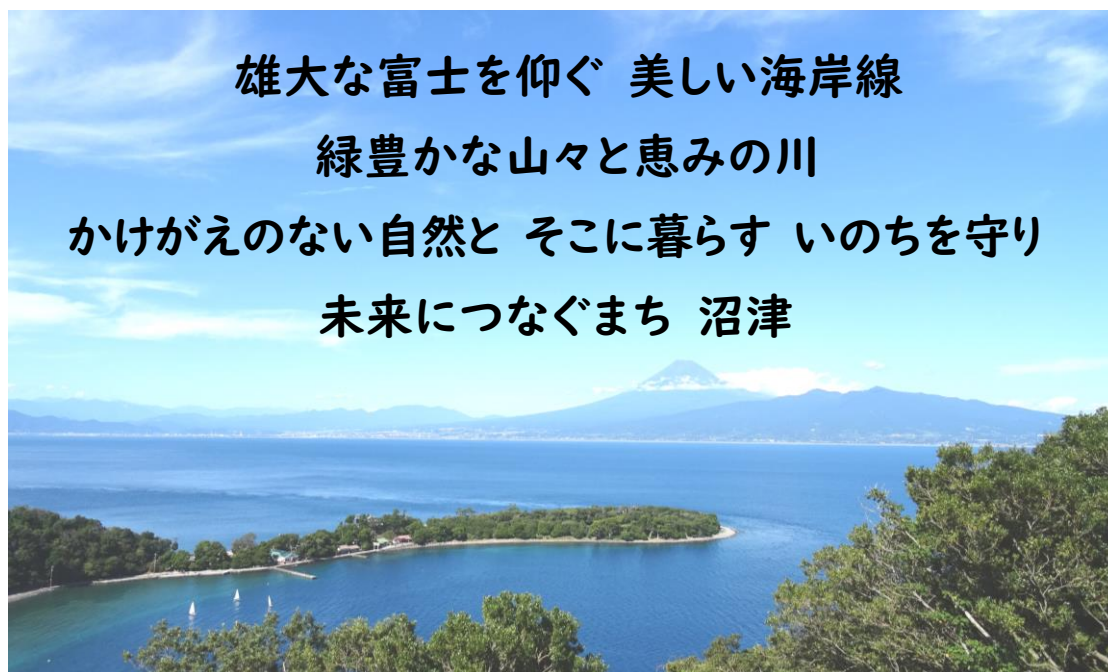
本計画の基本理念は、「沼津市環境基本条例」第3条の基本理念を踏襲します。

【基本理念】

- 健全で恵み豊かな環境を現在及び将来の世代に継承する
- 人と自然との共生を確保し、生態系の多様性を含む自然環境の保全・活用を図る
- 市、市民、事業者及び滞在者が相互に連携し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の実現を目指す
- あらゆる事業活動及び日常生活における地球環境保全を推進する

第2節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、第1次沼津市環境基本計画の策定時から30年後の沼津市の環境を展望したものです。



雄大な富士を仰ぐ 美しい海岸線
緑豊かな山々と恵みの川
かけがえのない自然と そこに暮らす いのちを守り
未来につなぐまち 沼津

【望ましい環境像に込められた想い】

沼津市には誇るべき環境がたくさんあります
青く澄んだ空を仰ぎ見れば 悠然とそびえる雄大な富士の姿
千本松原から戸田の御浜岬へ続く 変化に富んだ美しい海岸線
緑豊かな愛鷹山と沼津アルプスに連なる山々
市街地に潤いと癒しの空間を創出し 駿河湾へ注ぐ狩野川
沼津市は 地域の恵まれた自然環境といのちを育む地球環境を守り
市民一人ひとりが環境と共生するまちづくりを目指します

第3節 目指す社会・環境目標

目指す社会を脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会、環境教育ごとに示しています。
また、環境目標とは、目指す社会を実現するための方向性を表したものです。

3-1 脱炭素社会



地球温暖化対策を推進するためには、温室効果ガスの排出が実質ゼロの脱炭素社会を構築する必要があります。そのため、まずは交通や建築物などの低炭素化、市街地の緑化を図るとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及などにより、低炭素で暮らしやすいまちを目指し、脱炭素社会の構築につなげます。また、進行する気候変動に対する適応策を同時に推進していきます。

環境目標	取組の方向
1 低炭素で暮らしやすいまち	①総合的な地球温暖化対策 ②低炭素な交通の普及とまちづくり ③省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及 ④二酸化炭素の吸収促進
2 気候変動に適応するまち	①健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活に関する適応 ②農業・林業・水産業に関する適応 ③水環境・水資源に関する適応 ④自然生態系に関する適応 ⑤自然災害・沿岸域に関する適応

3-2 循環型社会



資源の枯渇や廃棄物の増大などの問題を解決するためには、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷を減らす循環型社会を構築する必要があります。廃棄物の発生は、人間社会だけでなく、自然環境や地球環境にも大きな影響を与えることを踏まえたうえで、ごみ減量・資源化や、適正なごみの収集・処理などに加え、不法投棄・ポイ捨て、漂着ごみなどの問題に取り組むことにより、資源が循環するまちを目指します。

環境目標	取組の方向
3 資源が循環するまち	①ごみ減量・資源化 ②適正なごみの収集・処理 ③不法投棄・ポイ捨て対策 ④漂着ごみ対策

3-3 自然共生社会



私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵みによって支えられています。生物多様性の恵みを持続可能なものとするためには、自然共生社会を構築する必要があります。絶滅の可能性のある動植物や外来種の分布拡大、野生鳥獣とのあつれきなども問題になっていることから、豊かな生態系を守り、多様な生物や自然とふれあい、自然と共生した快適な生活環境の確保されたまちを目指します。

環境目標	取組の方向
4 自然や豊かな生態系が持続するまち	①自然環境調査の実施と生物の保全・管理 ②自然とのふれあいの促進 ③美しい自然景観の保全 ④生態系の保全
5 快適な生活環境のまち	①水環境の保全 ②大気環境の保全 ③騒音・振動・悪臭への対策 ④公害への対応と化学物質の管理

3-4 環境教育



脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築のためには、様々な場所や機会において、幅広い世代を対象とした環境教育が積極的に実施されることが求められます。環境と共生するための知恵や工夫を楽しみながら、環境保全活動を実践する人づくりを行うとともに、環境を大切にする人を育てます。

環境目標	取組の方向
6 環境を大切にする人づくり	①環境教育の推進 ②環境保全活動の促進 ③環境情報の発信・活用 ④協働による計画推進